

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定



子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育提供区域は、見込み量の算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、保護者が居住地の区域を越えて教育・保育サービスなどを利用することを妨げるものではありません。

また、本市の地域特性から、名和地域、荒尾地域、富木島地域、横須賀地域、加木屋地域の5地域が教育・保育提供区域として考えられますが、区域を超えた利用も多くある現状から、提供区域を5地域で設定すると、現在の利用実態や施設運営の状況と異なる恐れがあります。

したがって、本計画においては、子どもや保護者が居住する身近な場所において、教育・保育が受けられる環境づくりを基本としつつ、これまでの施設利用の環境に基づいた体制づくりを進めていくこととし、市全域を1つの単位とします。

なお、子育て支援に関するアンケート調査では、名和地域・富木島地域・加木屋地域で0歳から2歳児までの保育ニーズが他地域より高い結果があるなど、事業によっては地域を考慮して確保方策を検討する必要があります。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出 ●●●●●

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、これまでの保育園の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

これまでの「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条)

以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること（就労）
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④ 同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥ 前各号に類する状態にあること（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

① 就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む。

② 妊娠、出産

③ 保護者の疾病、障害

- #### ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤ 災害復旧

⑥ 求職活動

- ・起業準備を含む

⑦ 就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧ 虐待やDVのおそれがあること

⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩ その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

下線は保育の必要性の事由として新たに追加されたもの。

長時間(主にフルタイムの就労を想定。)及び短時間(主にパートタイムの就労を想定。)の2区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）
		保育短時間利用（8時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

父親		母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
						120時間以上	120時間未満 60時間以上	60時間未満	
ひとり親		ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)		フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上	パートタイム就労 (産休・育休含む)			タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD	
	120時間未満 60時間以上								
	60時間未満				タイプC'				
未就労		未就労				タイプD		タイプF	

↑ 保育の必要性あり
 ↑ 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月120時間以上+月60~120時間)
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月60時間未満)
 - タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月120時間以上+月60~120時間)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月60時間未満)
 - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」を算出する項目

下記の1～11事業については、全国共通で見込み量の算出を行います。

【 教育・保育 】

	対象事業	(認定区分)		事業の対象家庭	調査対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育園		ひとり親家庭 共働き家庭	
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定		0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
4	延長保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	1～3年生 4～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ） （トワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
	（その他）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
9	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	0～5歳 1～3年生 4～6年生
11	利用者支援事業	すべての家庭	子育て中の 親子(妊婦含む)

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」があります。アンケート調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国の動向や本市の実情を踏まえ、今後の方向性を明記します。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 保育園、幼稚園等事業

【事業概要】

保育園は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

【現状】

本市では、平成26年4月時点で公立の保育園が18園、私立の幼稚園が5園あります。保育園・幼稚園入所状況は、保育園・幼稚園ともに入所児童が増加傾向にあり、各年度当初の待機児童はいませんが、平成24年度から保育園において年度途中に、0歳児及び1歳児で待機児童が発生しています。

		平成26年度（10月1日現在）				
		1号	2号		3号	
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
児童数		1,917人		2,411人		
定員	保育園	-		2,725人		
	幼稚園	1,846人		-		

幼稚園児童数1,917人の内訳：市内在住1,742人、市外在住175人

【今後の方向性】

保護者の就労状況や新制度による入所要件の緩和で、特に0歳児から2歳児までの保育ニーズが見込まれます。

量の確保に当たっては、既存の保育園の園舎増築や移転新築などにより定員を増やしてきましたが、引き続き、待機児童を生じないよう計画的な施設整備や保育士の確保を行っていきます。幼稚園においては、認定こども園への移行を働きかけます。

また、2号認定の子育て家庭のニーズに合わせた幼稚園への通園が見込まれ、新制度の「預かり保育」による対応が必要となることから、市内の幼稚園に働きかけます。

【平成27年度】

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量			1,707人	296人	1,546人	801人	158人
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	-	1,972人		779人	154人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	1,846人	-		-	-
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業 所内保育	-	-		-	-
	合計		1,846人	1,972人		779人	154人
過不足分（提供量－見込み量）			139人	130人		▲22人	▲4人

【平成28年度】

		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
			教育希望 が強い	左記以外		
見込み量		1,659人	288人	1,508人	785人	155人
提供量	特定教育・ 保育施設	1,846人	1,972人		804人	154人
	確認を受け ない幼稚園	-	-		-	-
	特定地域型 保育事業	-	-		-	-
	合計	1,846人	1,972人		804人	154人
過不足分（提供量－見込み量）		187人	176人		19人	▲1人

【平成29年度】

		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
			教育希望 が強い	左記以外		
見込み量		1,630人	283人	1,485人	771人	152人
提供量	特定教育・ 保育施設	1,846人	1,972人		804人	154人
	確認を受け ない幼稚園	-	-		-	-
	特定地域型 保育事業	-	-		-	-
	合計	1,846人	1,972人		804人	154人
過不足分（提供量－見込み量）		216人	204人		33人	2人

【平成30年度】

		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
			教育希望 が強い	左記以外		
見込み量		1,577人	274人	1,444人	748人	147人
提供量	特定教育・ 保育施設	1,846人	1,972人		804人	154人
	確認を受け ない幼稚園	-	-		-	-
	特定地域型 保育事業	-	-		-	-
	合計	1,846人	1,972人		804人	154人
過不足分（提供量－見込み量）		269人	254人		56人	7人

【平成31年度】

		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
			教育希望 が強い	左記以外		
見込み量		1,549人	269人	1,423人	725人	144人
提供量	特定教育・ 保育施設	1,846人	1,972人		804人	154人
	確認を受け ない幼稚園	-	-		-	-
	特定地域型 保育事業	-	-		-	-
	合計	1,846人	1,972人		804人	154人
過不足分（提供量－見込み量）		297人	280人		79人	10人

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、保育園等で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 者 数	246人	283人	290人	308人	375人
実 施 箇 所 数	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

利用者数は、保育時間7時30分から19時までの実利用者数

【アンケート等から捉えた現状と問題点】

平日に利用している定期的な教育保育事業では、「18時台」から「19時台」の利用終了時間の割合は17.6%となっています。一方で、「18時台」から「19時台」の利用終了時間を希望する割合は12.8%となっていることから、延長保育事業についての潜在的なニーズはあまりないことがわかります。

【今後の方向性】

延長保育事業対応のために保育士の配置をすることで、保育園の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、延長保育を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見 込 み 量	401人	392人	385人	373人	364人
実 施 箇 所 数	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
提 供 量	401人	392人	385人	373人	364人
過 不 足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場などを提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1～3年生（市）	435人	431人	444人	457人	523人
1～3年生（民間）	41人	30人	36人	30人	29人
計	476人	461人	480人	487人	552人
4～6年生（民間）	21人	25人	20人	22人	18人

1日あたりの平均利用者数

【アンケート等から捉えた現状と問題点】

低学年の放課後児童クラブの利用終了時刻に対する希望は、就学児調査で「18時以降」の割合が29.2%と最も高く、次いで「17時台」の割合が23.6%となっています。また、高学年の放課後児童クラブの利用終了時刻に対する希望は、就学児調査で「18時以降」の割合が70.6%、「17時台」の割合が17.6%となっており、「18時以降」まで利用できる環境を求めるニーズが高いことがわかります。

【今後の方向性】

子どもが安心・安全に過ごすことができるよう、新制度における基準を満たした質の向上に努め、事業内容の充実を図ります。また、本市が運営する事業においては、平成27年度から対象学年を6年生まで広げて実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量 （1～3年）	782人	790人	792人	807人	817人
見込み量 （4～6年）	145人	144人	144人	150人	150人
計	927人	934人	936人	957人	967人
実施箇所数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
提供量	1,158人	1,158人	1,158人	1,158人	1,158人
過不足 （提供量－見込み量）	231人	224人	222人	201人	191人

(3) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事などにより、家庭における養育が一時的に困難になった児童について、施設で必要な養育を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	45人	47人	0人	8人	19人
実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

利用者数は年間の延べ利用者数

【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

「この1年間に、冠婚葬祭、家族の病気などの保護者の用事により、子どもを「泊りがけで」家族以外にみてもらわないといけないことはあったか」の質問で、「あった人」のうちの1年間の対処方法は、「親族・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が79.6%と最も高くなっている中で、「仕方なく子どもを同行させた」の割合が18.4%となっており、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもが潜在的にいることがわかります。

【今後の方向性】

子育て家庭において、一時的に養育困難になった児童を施設で必要な養育を行う事業であるため、ニーズは限られているものの、必要な事業であり、今後も引き続き実施します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	20人	20人	20人	20人	20人
実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
提供量	20人	20人	20人	20人	20人
過不足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(月平均)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
子育て支援センター 利用者数	2,514人	2,503人	4,736人	5,028人	4,844人
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

利用者数は0歳～2歳児の月間延べ利用者数

【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

「現在、地域子育て支援拠点事業（子育て広場、つどいの広場など）を利用していますか」の質問で、「地域子育て支援拠点事業（子育て広場、つどいの広場など）を利用している」の割合が25.9%、「その他市が実施している類似の事業を利用している」の割合が6.8%となっています。

「利用していない」の割合が68.0%と高くなっていますが、子どもの成長に伴い「利用していない」と回答している結果となっています。

【今後の方向性】

子育て支援センターでの子育てに関する相談、情報の提供、助言その他の援助を引き続き実施します。また、子育て広場などを実施している児童館については、子ども・子育て支援法における地域子育て支援拠点として位置づけ、地域の大人や若者が子どもの成長を見守り、子育て支援ができるよう機能の充実を図ります。

(月平均)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	6,345人	6,213人	6,102人	5,921人	5,753人
提供量	子育て支援センター	3か所	3か所	3か所	3か所
	児童館	14か所	14か所	14か所	14か所

(6) 保育園、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童） などにおける一時預かり事業

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園、子育て支援センター、その他の場所で一時的に預かる事業です。

	(年間)				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
緊急一時保育利用者数	540人	436人	489人	435人	410人
幼児一時預り利用者数	—	—	294人	686人	683人
ファミリー・サポート・センター利用者数	839人	735人	679人	486人	762人
計	1,379人	1,171人	1,462人	1,607人	1,855人
実施箇所数	19か所	19か所	20か所	20か所	20か所

利用者数は年間の延べ利用者数

【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

「子どもを預かるサービスを不定期に利用したか」の質問で、「利用していない」の割合が85.7%と最も高くなっており、「一時預かり（緊急一時保育）」の割合については2.6%となっています。

事業の年間利用希望日数では、「一時預かり（緊急一時保育）」の平均が8.5日となっています。

一時預かり事業を実施していく中で、利用しやすい環境づくりに努める必要があります。

【今後の方向性】

今後も一時預かりに対するニーズは高いと予測されますので、保育園で確保を図るとともに、ファミリー・サポート・センターでの受入れを進めます。

		(年間)				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見 込 み 量		15,418人	15,049人	14,783人	14,328人	13,982人
実 施 箇 所 数		21か所	21か所	21か所	21か所	21か所
提 供 量	保 育 園	11,160人	11,160人	11,160人	11,160人	11,160人
	子 育 て 支 援 セ ン タ ー	3,192人	3,192人	3,192人	3,192人	3,192人
	フ ァ ミ リ ー ・ サ ポ ー ト ・ セ ン タ ー	2,256人	2,256人	2,256人	2,256人	2,256人
	計	16,608人	16,608人	16,608人	16,608人	16,608人
過 不 足 (提 供 量 - 見 込 み 量)		1,190人	1,559人	1,825人	2,280人	2,626人



(7) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由で、保護者が養育できない場合に、児童を保育する事業です。

	(年間)				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
病後児保育事業利用者数	11人	15人	0人	1人	7人
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

利用者数は年間の延べ利用者数
平成 25 年度に民間による市外保育施設で病児保育を利用した人は 66 人

【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

「この1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるか」の質問について、「あった」が83.7%となっています。その対処方法として、「母親が休んだ」と63.1%が回答していることから、多くの保護者は緊急的に家庭での養育を実施していることがわかります。

「父親が休んだ」、「母親が休んだ」を選んだ人で「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」との回答は35.4%と潜在ニーズがあることがわかり、希望している人の家庭環境などを踏まえた真のニーズを分析する必要があります。

【今後の方向性】

現在、病後児保育を実施しており、利用実績は少ないものの、アンケート調査結果から潜在ニーズがみられます。平成 27 年 5 月より、公立西知多総合病院の敷地内において病児・病後児保育を実施します。

なお、提供量の不足分につきましては、現に実施している市外の施設（医療機関など）と調整を図るなど、円滑な事業実施に取り組みます。

	(年間)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	1,096人	1,069人	1,050人	1,018人	994人
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量	538人	586人	586人	584人	588人
過不足 (提供量 - 見込み量)	▲558人	▲483人	▲464人	▲434人	▲406人

(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児童） ●●●●●●●●

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（提供会員）が会員となって、一時的に有償で子どもを自宅などで預かる相互援助活動組織です。依頼会員は小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依 頼 会 員	503人	517人	541人	511人	521人
援 助 会 員	100人	105人	113人	106人	114人
両 方 会 員	83人	86人	95人	86人	74人
利 用 者 数	1,288人	1,181人	1,377人	610人	260人

利用者数は年間の延べ利用者数

両方会員とは、依頼会員と援助会員の両方を兼ねる人

【アンケートなどから捉えた現状と問題点】

ファミリー・サポート・センター事業の利用希望として、低学年は0.4%、高学年は0.3%の割合と非常に少ないものになっているため、今後、事業を実施していく中で、サービスが必要な人が利用できるよう努める必要があります。

【今後の方向性】

依頼会員については、様々な媒体や活動を通して周知を図り、援助会員については、登録時における講習会の充実を図ることで、利用を促進します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見 込 み 量	441人	437人	438人	456人	456人
提 供 量	2,256人	2,256人	2,256人	2,256人	2,256人
過 不 足 (提供量－見込み量)	1,815人	1,819人	1,818人	1,800人	1,800人

(9) 利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長できる地域を実現するため、子ども及びその保護者などが多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援などを行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう支援します。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有に努めます。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他事業を円滑にするために必要な諸業務を行う。子ども又はその保護者の居住地など身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

【現状と問題点】

本市には子育てや子どもの発達に関することなど様々な相談窓口や教室があり、アンケート調査においても、それらの事業の認知及び利用状況、今後の利用希望など多様な結果となっています。相談内容によって様々な窓口に出向く必要があり、子育てに関する総合的な相談窓口の設置が必要です。

【今後の方向性】

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、相談業務などを実施する関係部署の現状を把握し、連携を強化するとともに、総合相談窓口を設置し、相談しやすい利用者支援を実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見 込 み 箇 所 数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実 施 箇 所 数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(10) 妊婦健康診査

母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に基づき、健やかな子どもを産み育てるため、妊娠期の異常の早期発見、早期治療を目的として健康診査を行う事業です。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
健診受診者 (1回目)	1,234人	1,241人	1,242人	1,244人	1,242人

【現状と問題点】

妊娠11週までに妊娠届出を行う人が95%で、大多数の人が妊娠初期から妊婦健診を受けています。しかし、妊娠12週以降の人が約5%おり、妊娠初期の健診受診や保健指導の機会を逸している状況です。今後も早期の妊娠の届出を促す必要があります。

【今後の方向性】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い子どもやその保護者を取り巻く環境が急速に変化し、子育てに不安を感じる人も増えており、育児支援の要望も増加しています。産科などの定期受診を行わず、産気づいたときに初めて医療機関を受診する飛び込み出産など母子ともに危険な出産もあります。今後もホームページなどで妊婦健診についての情報を周知するとともに、早期の妊娠の届出を促し、適切な保健指導や治療に努めます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推 計 値	1,234人	1,230人	1,226人	1,222人	1,218人
実 施 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所 県内及び県外医療機関 ・実施体制 妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には補助金を交付 ・検査項目 一般妊婦健診、子宮がん検診、B型肝炎抗原検査、梅毒検査など ・実施時期 妊娠期 				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を、助産師・看護師・保健師が訪問する事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出 生 数	1,204人	1,238人	1,311人	1,388人	1,234人
訪 問 数	756件	998件	1,112件	1,157件	1,121件
訪 問 率	62.8%	80.6%	84.8%	83.4%	90.8%

【現状と問題点】

出産直後の不安の強い時期に実施するのが望ましく、里帰り期間の長期化により、訪問時期が生後4か月頃になる場合もあります。育児不安や養育困難などが継続しないよう、早期の訪問が必要です。

【今後の方向性】

里帰り出産などの何らかの事情を除き、必要な家庭に早期に訪問できるようにします。特に、育児不安や養育困難などを把握し、継続した子育て支援につなげます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	1,161人	1,134人	1,113人	1,081人	1,056人
実 施 体 制	助産師・看護師・保健師が生後4か月までの乳児家庭に対して全戸訪問を実施している。里帰り先の市町村や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況の把握に努める。				

(12) 養育支援訪問事業

養育困難な家庭、配慮が必要な家庭などに対して、養育に関する専門的な相談指導・助言を行う保育士・助産師・保健師、家事援助などを行なうヘルパー・育児経験者などの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 件 数	36件	146件	120件	263件	344件

【現状と問題点】

母子保健部門や教育部門、福祉部門などの関係機関との連携を強化し、早期に支援が必要な家庭に継続的にスタッフが訪問導入できることが必要です。また、長期にわたって支援が必要な場合が多く、訪問終了ができない状況です。

【今後の方向性】

今後も引き続き、保育士、ヘルパー、助産師、保健師又は育児経験者などの派遣を行い、養育者の育児不安の軽減や定期的な支援により児童虐待の未然防止を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	312件	312件	312件	312件	312件
実 施 体 制	乳児家庭全戸訪問事業などにより、養育上、支援が必要な家庭には、保育士、ヘルパー、助産師、保健師又は育児経験者などを派遣し、継続的な訪問を実施している。				

